

京都府歯と口の健康づくり基本計画(第3次)中間案に対する意見募集の結果について

令和6年3月
健康福祉部

- 1 意見募集期間 令和5年12月20日(水)から令和6年1月9日(火)まで
- 2 意見提出数 4人・14件 3団体・5件 計19件
- 3 意見の要旨とこれに対する府の考え方

番号	項目(ページ)	意見の要旨	府の考え方
1	「フッ化物洗口等によるむし歯予防の推進」(P6)	フッ化物洗口に地域差があるのが、気になります。京都府南部地域でのフッ化物洗口事業の推進を要望します。	フッ化物洗口の未実施市町村に対して、引き続き実施に向けた働きかけを行います。
	フッ素塗布・洗口等によるむし歯予防の推進(P4、6)	フッ化物応用のむし歯予防効果は実証されており、その恩恵を受けている国民は多い。しかし京都府では特に南部において乳幼児健診や学校での利用が少ない。全市町村で導入するという目標値を掲げているが、6年間のうちに全市町村で確実に実施されることを望む。現在の実情は府や自治体による府民サービスの地域格差と言わざるを得ない。	フッ化物洗口の未実施市町村に対して、引き続き実施に向けた働きかけを行います。
	歯科医療	「歯と口の健康づくり基本計画」というからは歯科口腔保健と歯科医療についての今後の6年間の府の政策を掲げるのが一般的と考えるが、歯科医療についての記載があまりにも少ない。歯科医療はその特殊性から医療保険に収載されている歯科医療と歯科医療全般の医療との差が大変に多くその歴史的背景が複雑であり、その結果、歯科医療が府民に間違っ理解されている部分が多い。今後の歯科医療計画を論ずるなら歯科医療全般の記載を行って、どのような歯科医療なら府民の口腔健康に寄与することができるのか、という観点で記載いただきたい。 単に、健診してかかりつけ歯科医をもって、だけでは歯科医療の基本計画というにはほど遠い。	歯科医療については、今後、政策的に取り組むべき項目として、障がい者(児)の歯科診療や大規模災害時等の歯科医療の体制整備、がん患者等の周術期の口腔機能管理のための医科・歯科等の連携、今後も必要性が高まるであろう在宅歯科医療の充実について記載をしています。
2	在宅歯科医療(P22)	医療・介護・福祉の3つが同時改定されており、また第8次医療計画の見直し年度にもなっている。これは団塊世代が後期高齢者になり、さらに生産年齢人口が減少し始め、高齢者を支える若人の負担が多くなるという点で国が危惧しているわけで、医療費を含めた社会保障費の高騰の危機感への対策年でもある。その点で重要な年であるにもかかわらず、特に在宅歯科医療への記載が乏しすぎる。施設入所者を含めた在宅高齢者の実態を見ているのかと疑いたくなる。可能なら急性期から回復期、慢性期とステージごとに分けて、歯科医療がどのように関われば府民への歯科医療サービスとして望ましいのかという観点で記載いただきたい。	急性期から回復期、慢性期のステージごとの歯科医療の関わりについては、疾病により異なりますが、脳卒中や急性心筋梗塞については、循環器病対策推進計画において、回復期や維持期に歯科医師が関わるという連携体制図を掲載しております。

第1章計画の趣旨 (P1)	医療計画の改定や地域包括ケアと歯科保健・歯科医療との関係性を論ずるべきで、従来からの基本計画に準じて今回も作りました、というのでは信頼性に向け、府民としては読み終える気がしないし、府の歯科に対する認識の低さが露呈している。 府として、さらに歯科への理解を進めていただき、府民への歯科保健と歯科サービスの充実に望みます。	趣旨の部分には記載しておりませんが、「障がい者(児)や介護を必要とする者」における「医療・保健・福祉の連携による歯科保健医療・口腔衛生管理の推進」の部分や「歯と口の健康づくりの推進のための環境整備等に関する施策の実施」における「在宅歯科医療の充実」の部分に地域包括ケアシステムに関して記載しています。
フッ素塗布・洗口等によるむし歯予防の推進 (P4、6)	1) フッ化物の応用はむし歯予防に大きな効果があるが、府内全域での実施をお願いしたい。	フッ化物洗口の未実施市町村に対して、引き続き実施に向けた働きかけを行います。
在宅歯科医療の充実 (P22)	2) 在宅歯科医療への記載の内容がわかりにくい。	現状と課題に下記を追記します。 ○在宅歯科医療の充実 ・2025年には、いわゆる「団塊の世代」が75歳を迎え、高齢化が進展し、在宅歯科医療の必要性が増加します。通院が困難な在宅療養者や要介護者は、口腔ケアが不十分になりやすく、むし歯、歯周疾患による歯の喪失、義歯の不具合等による咀嚼障害、誤嚥性肺炎などの危険性が懸念されるため、歯科医師等による訪問歯科診療や口腔健康管理、摂食嚥下リハビリテーションを行う体制を整備する必要があります。
フレイルとオーラルフレイル (P11)	3) オーラルフレイルとフレイルの関連性をわかりやすくしてほしい。	P11に記載しており、また、京都府歯と口の健康づくり推進条例第2条の定義に「オーラルフレイル対策」について記載しています。
大学生の歯科健診 (P18)	4) 京都は大学生の多い都市なので、大学生への歯科健診の実施をお願いしたい。	現在、厚生労働省において生涯を通じた歯科健診(いわゆる国民皆歯科健診)に向けた具体的な検討がなされており、今後法律等で定められる実施主体において実施することになると考えておりますが、府内の大学における歯科健診の普及啓発や大学の保健センター等との連携により歯科健診の実施に向けた調整を行います。
医科・歯科連携 (P22)	5) 医科・歯科連携を強化することを記載してほしい。	「歯科と医科・薬局等との連携の推進」に誤嚥性肺炎や糖尿病の予防、がんの周術期等の医科・歯科連携について記載しています。

	障がい者（児）の歯科保健医療（P15）	6）医療弱者（障がい者（児）等）に対する対応強化を実施してほしい。	障害者支援施設等に対して、歯科健診・保健指導の実施や障がい者（児）の歯科診療に対して助成を行っていますが、受診間隔が長くなる等の課題があり、治療が円滑に進むよう地域の歯科医療機関との連携を推進します。
	大規模災害時における歯科口腔保健・歯科医療（P22）	7）災害における歯科医療の重要性をわかりやすく記載する。	P21の大規模災害時（感染症まん延時等を含む。）における歯科口腔保健・歯科医療のための体制整備の必要性を記載しております。
	計画の位置付け（P1）	8）歯科が別冊ではなく、本冊に入れるべきだと思う。	京都府歯と口の健康づくり基本計画は、歯と口の健康づくり推進条例第15条に基づき策定するものであり、単独の計画とさせていただきます。
4	歯科疾患予防	<p>歯科の計画が他の計画と緊密な連携の元で遂行されることを切に願う。</p> <p>歯科は他の医科疾患と異なり、ほぼ100%予防できる疾患がほとんどであるが故に予防施策が重要である。</p> <p>歯科疾患に限らず、特に糖尿病関連が注目されている昨今、重症化予防も大事だが、発症予防はもっと大事と考える。</p>	歯科疾患予防や医科・歯科連携をさらに推進します。
	第1章計画の趣旨（P1）	医療計画の改定や地域包括ケアと歯科保健・歯科医療との関係性を論ずるべきで、別冊として発行されるにしても、別冊の中に再掲して総論の記載が必要ではないか。	趣旨の部分には記載しておりませんが、「障がい者（児）や介護を必要とする者」における「医療・保健・福祉の連携による歯科保健医療・口腔衛生管理の推進」の部分や「歯と口の健康づくりの推進のための環境整備等に関する施策の実施」における「在宅歯科医療の充実」の部分に地域包括ケアシステムに関して記載しています。
5	各歯科健（検）診の実施（p9、19）	歯周疾患検診や妊産婦歯科健診や高齢者歯科健診の市町村の健診実施数、府民歯科疾患実態調査についての受検者数が少ないにもかかわらず、これらの今後の対策を基本計画に記載する場合、なぜ受検者が少ないのか、今後どうやって受検者を増やしていくのかの具体策が必要ではないか。単に啓発とか推進するという表現で受検者数を増やすことができるのか疑問である。	本計画では、医療保険者と連携した啓発等の取組の方向性を記載しており、厚生労働省の生涯を通じた歯科健診の方針や関係者の意見を踏まえながら取組を推進していくこととしています。
	フッ素塗布・洗口等によるむし歯予防の推進（P4、6）	京都府では特に南部において乳幼児健診や学校での利用は少ない。この原因は府によれば各自治体の事情によるということであるが、府が各自治体に対してフッ化物応用をさらに積極的に推進してゆくことが必要ではないか。今回の基本計画には全市町村で導入するという目標値を掲げているが、今後6年間のうちに全市町村で確実に実施されることを望む。	フッ化物洗口の未実施市町村に対して、引き続き実施に向けた働きかけを行います。

6	成人期、高齢期の目標 「オーラルフレイルの言葉や意味を知っている者の増加 (P10、P13)	<p>中間案、マスタープランとして位置付けると、良案と思います。今後、「対策の方向」に従い、「目標」に到達するためのアクションプランを練り上げるため、人的資源や予算の確保等、具現化に向けた作業が必要ですが、協働してきましょう。</p> <p>「オーラルフレイルの言葉や意味を知っている者の増加」の目標値が10.3%を25%に増加では低いのではないのでしょうか。50%程度に増加すると良いと思います。</p>	50%に上方修正します。
7	高齢期の対策の方向 (P12)	<p>下記のとおり追記を希望します。</p> <p>●オーラルフレイル予防、口腔機能の維持・向上による介護予防の推進 また、市町村が後期高齢者医療広域連合から委託を受けて実施する「高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施」のポピュレーションアプローチ（フレイル状態の把握、健康教育、健康相談等）により、フレイル予防を推進します。</p>	左記のとおり追記させていただきます。